

平成20年度政策評価書(事後評価)

担当部局：公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局

評価実施時期：平成21年8月

政策分野：公益法人制度改革等

政策	公益法人制度改革等の推進
基本目標	公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現する
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

従来の公益法人（旧民法第34条に基づく社団及び財団）の制度については、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確、営利法人類似の法人が存続している等、主務官庁による許可主義（主務官庁制）に対する批判、指摘がなされてきた。

他方、公益法人は、民間非営利部門の代表的主体でもあり、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対する多様なサービスの提供が可能である。我が国の社会経済情勢が変化し、個人の価値観や社会のニーズが多様化している中では、民間非営利部門の活動の重要性は増大しつつある。

こうした諸問題に適切に対処する観点から、従来の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、明治29年の民法制定以来110年ぶりの制度改革¹を実施したところである²。

制度改革により新たに誕生する公益社団・財団法人には、寄附税制を中心に抜本的に拡充された税制を活用して、企業や個人から寄附をより多く集めること等により、公益的な活動に必要な資源を確保し事業の拡大を図り、それぞれの創意工夫によりバラエティに富んだ公益的な活動が行われることが期待される³。

このような「民による公益の増進」を実現するためには、制度改革を着実に推進し、

¹ 新たな公益法人制度の概要（概念図：資料1）

* 法人格の取得と公益性の判断を分離し、一般社団・財団法人の制度を創設

→ 公益性の有無にかかわらず、準則主義により簡便に法人格を取得することが可能に

* 公益性の認定基準を明確に法定

→ 基準を満たす一般社団・財団法人は申請（公益認定の申請）により公益社団・財団法人としての認定を受けることが可能

* 従来の公益法人は、新制度施行後の移行期間（平成20年12月1日から5年間）中に公益社団・財団法人への移行（移行認定）か、一般社団・財団法人への移行（移行認可）を選択し、申請を行う必要

* これらの申請に対する処分及び公益社団・財団法人等への監督は、民間有識者からなる合議制機関（国：公益認定等委員会）の判断に基づき、内閣総理大臣（公益法人行政担当室）又は都道府県知事が一元的に行う。

² 公益法人制度改革の基本的枠組み（平成16年12月24日閣議決定：資料2）

³ 新しい公益法人制度の施行に当たっての談話（平成20年11月27日 公益認定等委員会委員長談話：資料3）

新制度への円滑な移行（新たに設立された一般社団・財団法人による公益認定の取得も含む。）を確保するとともに、公益社団・財団法人等⁴の監督を適時・適切に実施することが必要である。

（２）主な施策の概要

公益法人制度改革等の推進

本施策は、以下に掲げる措置を通じ公益法人制度改革等の推進に取り組むことにより、改革の目標たる「民による公益の増進」を実現しようとするものである。施策に含まれる主な事業の概要は、以下のとおり。

- ①新制度への円滑な移行と関係行政機関との連携
- ②透明性の高い制度運営のためのホームページ・パンフレット等を通じた迅速かつ丁寧な広報の実施
- ③申請者等利用者の利便性・行政の効率化を図るための公益認定等総合情報システムの管理・運営
- ④公益社団・財団法人等の監督
- ⑤特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整

（３）主な施策の予算額

（単位：百万円）

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
公益法人制度改革等の推進	—	34	377

（※）公益認定等委員会等運営経費（委員会等運営経費、事務室等借料）を除く額。

（４）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 162 回国会施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	公益法人制度については、明治以来 100 年ぶりに抜本的な見直しを行い、役所の許可を廃止し登記による設立に改めることなどを内容とする法案を国会に提出します。
行政改革の重要方針	平成 17 年 12 月 24 日 閣議決定	公益法人制度の改革については、16 年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成 18 年通常国会に提出する。 また、その具体的内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。

⁴ 公益社団・財団法人及び移行法人（公益目的支出計画実施期間中の一般社団・財団法人。整備法 123 条 1 項）をいう。以下同じ。

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
①-1 各府省、都道府県における相談窓口の設置及び法人等からの相談への適切な対応	—	—	前段：100% 後段：対応状況から判断 前段：100% 後段：適切に対応	達成できた
①-2 全府省・都道府県における所管法人向けの説明会の開催	—	—	100% 100%	達成できた
①-3 公益認定等の事務の円滑な実施	—	—	事務処理状況から判断 円滑に実施	達成できた
②-1 申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率	—	—	100% 100%	達成できた
②-2 HPに記載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新	—	—	追加・更新状況から判断 速やかに追加・更新	達成できた
③ HP上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合	—	—	70%以上 16%	達成に向けて進展があった
④ 公益社団・財団法人等の監督の適時・適切な実施	—	—	実施状況から判断 —（未開始）	— （未開始）
⑤ 特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	—	—	実施状況から判断 実施した	達成できた

（達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。）

(2) 平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成20年度に目標とされた7指標のうち、「②達成できた」ものが6指標、「③達成に向けて進展があった」ものは1指標であり、目標年度を迎えた大部分の指標について

て目標値を達成できた。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 「公益法人制度改革等の推進」の達成状況について

1 (2) に掲げた各事業ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

① 新制度への円滑な移行と関係行政機関との連携

平成 20 年 12 月 1 日からの申請受付の開始を控え、新制度への円滑な移行を確保するためには、法人関係者からの相談への対応、新制度の内容や申請手続の普及・啓発を行う必要がある。また、こうした取組は従来の公益法人（平成 20 年 12 月 1 日以降は特例民法法人）の所管官庁である各府省・都道府県を通じて行うことが必要かつ有効である。

相談対応については、従前から電話による相談対応を行ってきたが、平成 20 年 8 月以降からは、内閣府において相談窓口を開設し、面接形式での相談対応⁵も実施している。相談の受付は毎月ホームページで告知しており、平成 21 年 3 月末までに延べ 727 法人から相談に対応し、5,528 件（平成 20 年度実績）の電話相談への対応と相俟って相談ニーズを幅広く、きめ細やかに汲み取る上で効果的であったと考える。

また、各府省・都道府県に対しては、各種説明会⁶を通じて所管法人向け説明会の開催を要請し、全府省及び全都道府県において各 1 回以上開催されている。この他にも、各種説明会の場等においては、所管法人の新制度への円滑な移行に向けての協力要請、新制度の動向についての情報提供、意見交換を随時行ってきたところであり、関係行政部局との連携を図る上で効果的であったと考える。

こうした取組や後述の取組を経て、平成 20 年度においては、述べ 67 件の公益認定等（移行認定、移行認可及び新規認定）の申請に対し、年度末までに 6 件の処分（移行認定 4 件、移行認可 2 件）を行ったところであり、概ね順調に申請受付開始の初年度を迎えることができたと考える。

② 透明性の高い制度運営のためのホームページ・パンフレット等を通じた迅速かつ丁寧な広報の実施

平成 20 年度においては、申請受付開始を控え、①の他にも、「公益認定等ガイドライン」（平成 20 年 4 月）等の必要な委員会決定の策定、パンフレット、申請の手引き、FAQ（よくある質問）の作成・公表など、制度の施行準備に取り組んできたところである。パンフレット及び申請の手引きは制度の内容や申請手続

⁵ 委員会事務局・公益法人行政担当室の常勤職員又は政策企画調査官等の専門的非常勤職員が相談員となり、法人関係者からの相談に対面に対応している。

⁶ 各府省向け説明会（平成 20 年 5 月、10 月）、都道府県向け説明会（平成 20 年 4 月、10 月）、都道府県ブロック会議（平成 20 年 10 月～7 ブロック）をそれぞれ開催。

を分かりやすく解説しており、前者は全府省・都道府県の担当部局及び当該部局を通じて全所管法人に配布し、後者はホームページに掲載された旨を周知した。

また、これらの公益認定等委員会が決定した資料や文書、委員会の開催、FAQの作成・更新などは随時迅速にホームページに反映し、新着情報として分かりやすい状態で掲載している。法人関係者にとって容易にアクセスが可能な状態となっている点において効果性が認められる。

このような広報に関する取組は、実際に申請に向けて準備している法人関係者の利便に資するとともに、広く国民全般に向けて新制度の内容や申請手続を普及・啓発する点において有効かつ効果的であったと考える。

③ 申請者等利用者の利便性・行政の効率化を図るための公益認定等総合情報システムの管理・運営

公益認定等総合情報システム（P I C T I S）は、公益認定等の業務の遂行の基盤となる、国・都道府県共通のシステムであり、平成 20 年 11 月から運用を開始している（概念図：資料 4）。このシステムは、申請者にとっては、簡易な手続⁷での電子申請が可能となるとともに、その他利用者にとっても、インターネットを経由して迅速かつ容易な情報入手が可能となる。

ホームページ上で申請者等の利用者を対象に満足度アンケートを行ったところ、肯定的な評価の割合は 16%⁸と目標値（70%）には到達してはいないが、システムの運用が開始して間もないことから、引き続きアンケートで寄せられた意見等を踏まえ、随時システムの改善を行っているところである。一方で 20 年度における申請件数に占める電子申請の割合は国・地方を通じて 93.1%となっており、政府全体を通じた電子申請の利用率の目標⁹を大いに上回っていることに鑑みれば、P I C T I Sは手続負担の軽減に寄与することが認識されていると言え、利便性の向上において有効性が認められる。

また、申請者等利用者のみならず公益認定等の事務に携わる内閣府（公益認定等委員会事務局及び大臣官房公益法人行政担当室）及び都道府県の担当部局にとっても、システム上でのデータの登録・保存、検索・抽出、進捗管理といった事務支援を通じ、紙媒体での申請書類の複写・保管、回議といった業務負担の軽減が可能となったことから、行政の効率化に寄与していると考えられる。

⁷ 申請書には財務・会計事項の記入事項が数多くあるが、電子申請を活用することにより、関連する記入欄への自動転記・自動計算が可能となり、紙申請に比べて手続負担が大いに軽減される。また、電子署名・電子証明書による本人確認は不要であり、手数料も一切かからない。

⁸ 5（満足）～3（普通に満足）～1（不満）の 5 段階で評価を行い、20 年度末までに寄せられた全意見を分母とし、3 以上を分子としたもの。

⁹ IT 新改革戦略（平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部）によれば、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とすることを目標としている。

④ 公益社団・財団法人等の監督

平成 20 年度の公益認定等の処分件数は 6 件（公益社団・財団法人：4 法人、移行法人：2 法人）であるが、いずれも特例民法法人に対して平成 21 年 3 月下旬になされた処分であり、20 年度末までに公益社団・財団法人等の移行の登記を完了した法人は存在せず¹⁰、内閣府（公益認定等委員会事務局及び大臣官房公益法人行政担当室）による公益社団・財団法人等の監督に関する具体的業務は発生していない。

⑤ 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整

従来の公益法人に対する所管官庁（各府省・都道府県）による指導監督については、これまでも総務省において、「指導監督基準」¹¹等により、各所管官庁が行う事務の調整を図ってきたところであり、従来の公益法人が特例民法法人となった平成 20 年 12 月 1 日以降は、内閣府（大臣官房公益法人行政担当室）が当該業務を引き続き担当している。

平成 20 年度においては、特例民法法人の実態及び指導監督基準等の適合状況を把握するため「特例民法法人概況調査」を実施しており、調査結果は平成 21 年 7 月を目途に「特例民法法人に関する年次報告」（仮称）として取りまとめ・公表予定である。こうした取組は、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施において有効であったと考える。

イ 総合的な評価

新制度への円滑な移行及び関係行政部局との連携、透明性の高い制度運営のための迅速・丁寧な広報の実施、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施については、概ね目標を達成することができた。

P I C T I S の管理・運営については、満足度アンケートを指標とした所期の目標値には達していないものの、申請件数に占める電子申請の割合に鑑みれば、申請者等利用者の利便性の向上・行政の効率化の確保という所期の目標の達成に向けて進展があったと言える（公益社団・財団法人等の監督については、具体的業務が発生していないため、評価の対象外）。

以上のことから、平成 20 年度においては、公益法人制度改革等の施策を推進してきた結果、「民による公益の増進」の実現という政策目標の達成に向け、着実な進展があったと言える。

¹⁰ 特例民法法人から移行した公益社団・財団法人に対して認定法による監督規定が適用されるのは移行の登記をした日以後である（整備法 107 条）。移行法人についても同様（整備法 123 条）。

¹¹ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

初年度は申請件数及び処分件数も極僅かであるが、次年度以降は、申請件数の大幅な増加が予想され、公益認定等の事務の円滑な実施が不可欠である。そのためには、法人関係者からの相談へのきめ細やかな対応、関係行政機関との連携確保、迅速・丁寧な広報の実施、P I C T I Sの安定的な管理・運営の確保といった取組は今後も継続していく必要がある。特にシステムの管理・運営は、申請者の手続負担の軽減のみならず、内閣府（公益認定等委員会事務局及び大臣官房公益法人行政担当室）及び都道府県における業務負担の軽減の観点からも重要であり、その効用は電子申請の利用の確保を前提として発現されることから、次年度以降は電子申請の利用率を目標値として設定している。

また、今後は、申請の大幅な増加に伴い、公益社団・財団法人等の監督も本格化し、特に移行期間後半においては審査事務と監督事務の輻輳が懸念されるため、前述のような事務負担の軽減・業務の効率化に係る取組を講じながらも、審査及び監督業務に係る体制の充実・強化を検討していく必要がある。

以上のほか、新制度への円滑な移行においては、所管官庁による特例民法法人の監督が適切になされる必要があるため、諸般の取組を通じ当該事務の統一性・整合性の確保を図っていく必要がある。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・公益法人制度改革等の推進 ・P I C T I Sの運営・管理	予算要求	システムの維持・管理に必要な経費を計上
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う（システムの改修費用等）。
・審査及び監督に係る体制の充実・強化	予算要求	予算の拡充を検討又は現行予算を継続
	事務の改善等	・P I C T I Sの活用により、極力、業務負担の軽減を図る ・機構・定員要求する

4 有識者の意見等

公益認定等委員会の場等において、本施策「公益法人制度改革等の推進」について、

下記のようなご意見を伺った。

- ・経済・社会情勢が変化する中で、多様化した社会ニーズを満たし活力ある 21 世紀の社会を作るためには、「民」による公益の増進を目指し、「公」の精神に溢れた「志」のある法人を世の中に多く送り出し、バラエティに富んだ公益的な活動が広くなされることが必要。そのためにも都道府県との連携等の取組、「公益認定等ガイドライン」の広報等を通じ、新制度への円滑な移行を確保することは重要な課題。
- ・公益社団・財団法人等の監督については、ガバナンス（法人自治）を前提とし法人が新制度に対応できるよう支援する視点を持ちつつも、制度の信頼を確保する上で必要がある場合は適時適切、迅速かつ厳正に必要な措置を講じる必要。そのためには、会計の専門家等の活用など、監督に係る体制の確保を通じ、監督の質を確保することが重要。

5 参考文献及びデータ等

- ・公益法人制度改革の基本的枠組み（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）（資料 1）
- ・行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）
- ・パンフレット「民による公益の増進を目指して」（平成 20 年 5 月刊）
- ・監督の基本的考え方（平成 20 年 11 月 21 日内閣府）（資料 5）
- ・新しい公益法人制度の施行に当たっての談話
（平成 20 年 11 月 27 日 公益認定等委員会委員長談話）（資料 3）

（参考）達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
①-1	各府省、都道府県における相談窓口の設置及び法人等からの相談への適切な対応	新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。
①-2	全府省・都道府県における所管法人向けの説明会の開催	新制度への円滑な移行のためには、移行期間は、所管官庁（各府省・都道府県）から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。
①-3	公益認定等の事務の円滑な実施	新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。

達成目標		設定の考え方
②-1	申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率	新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。
②-2	HPに記載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新	国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行っていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。
③	HP上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合	申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。
④	公益社団・財団法人等の監督の適時・適切な実施	公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。
⑤	特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。